

確認項目	内容詳細	確認文書
<p>○人員基準</p> <p>従業者の員数</p>	<p>□夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に事業所ごとに置くべき従業者の員数は、通いサービスの利用者数が3又はその端数を増すごとに常勤換算方法で1以上となっているか。</p> <p>□夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に事業所ごとに置くべき従業者の員数は、訪問サービスの提供に当たる従業者を常勤換算方法で2以上となっているか。</p> <p>□夜間及び深夜の時間帯を通じて、1以上の宿直勤務者を配置しているか。</p> <p>□夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の従業者に夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く）を行わせるために必要な数を配置しているか。</p> <p>□利用者数は前年度の平均値となっているか。新規指定の場合、推定数。</p> <p>□従業者のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師となっているか。</p> <p>□従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下、看護職員）となっているか。</p> <p>□通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち1以上の者は、看護職員（保健師、看護師、准看護師）となっているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表／タイムカード ・勤務形態一覧表 ・従業者の資格証

	<p>※常勤を要件としていないが、日中のサービス提供時間帯を通じて必要な看護サービスが提供される職員配置は必要となる。</p> <p><input type="checkbox"/>サテライト型事業所である場合はサテライト型の基準に適合しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>訪問看護事業者の指定を受けている場合、看護小規模多機能型居宅介護と一体的に行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/>小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了している介護支援専門員を配置しているか。</p>	
管理者	<p><input type="checkbox"/>管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か。</p> <p><input type="checkbox"/>管理者は認知症対応型サービス事業管理者研修修了者又は保健師若しくは看護師であるか。</p> <p><input type="checkbox"/>保健師若しくは看護師が管理者である場合、業務停止期間終了後2年を経過しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>管理者が保健師若しくは看護師である場合、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験がある者か。</p> <p><input type="checkbox"/>代表者は認知症対応型サービス事業開設者研修修了者又は保健師若しくは看護師か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者の雇用形態がわかる文書 ・管理者の勤務実績表／タイムカード ・研修を修了したことがわかるもの

	<p><input type="checkbox"/>保健師若しくは看護師が代表者である場合、業務停止期間終了後2年を経過しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>代表者が保健師若しくは看護師である場合、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験がある者か。</p>	
○設備基準	<p><input type="checkbox"/>居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を備えているか。</p> <p><input type="checkbox"/>通いサービスに利用定員が15名を超える場合、1人当たりの3m²以上としているか。</p> <p><input type="checkbox"/>宿泊室の定員は原則、1名となっているか。</p> <p><input type="checkbox"/>1つの宿泊室の床面積は、7.43m²以上となっているか。 ※ただし、事業所が病院又は診療所であれば6.4m²以上でとすることができる。</p> <p><input type="checkbox"/>個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積がおむね7.43m²に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上か。</p>	・平面図
○運営基準 受給者資格等の確認	<input type="checkbox"/> 被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか。	・介護保険番号、有効期限等を確認している記録等
利用料等の受領	<input type="checkbox"/> 利用者からの費用徴収は適切に行わ	・請求書

	<p>れているか。</p> <p><input type="checkbox"/>領収書を発行しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>医療費控除の記載は適切か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書
緊急時等の対応	<p><input type="checkbox"/>緊急時対応マニュアル等が整備されているか。</p> <p><input type="checkbox"/>緊急事態が発生した場合、速やかに主治の医師に連絡しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録
運営規程	<p><input type="checkbox"/>運営における以下の重要事項について定めているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業の目的及び運営の方針 2. 従業者の職種、員数及び職務の内容 3. 営業日及び営業時間 4. 指定看護小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 5. 指定看護小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 6. 通常の事業の実施地域 7. サービス利用に当たっての留意事項 8. 緊急時等における対応方法 9. 非常災害対策 10. 虐待の防止のための措置に関する事項※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化 11. その他運営に関する重要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程
勤務体制の確保等	<p><input type="checkbox"/>勤務表の記載は適切か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表／タイムカード ・勤務形態一覧表

	<p>□委託は調理業務や洗濯等、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務であるか。</p> <p>□資質向上のために研修の機会を確保しているか。</p> <p>□認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか。(令和6年3月31日まで努力義務、令和6年4月1日から義務) ※認知症介護基礎研修を指す。 ※看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、初任者研修修了者、社会福祉士、理学療法士、医師、歯科医師、薬剤師、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士、精神保健福祉士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師は研修を受講しなくても可。 ※新規採用は1年間に猶予期間あり。</p> <p>□性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか。 ※職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し従業者に周知・啓発すること。 ※相談に応じ、適切に対応するために必要な整備（相談への対応のための窓口をあらかじめ定め労働者に周知すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の形態（常勤・非常勤）が分かる文書 ・研修計画、実施記録 ・方針、相談記録
--	---	--

内容及び手続の説明及び同意	<p><input type="checkbox"/>利用申込者又はその家族への説明と同意の手続きを取っているか。</p> <p><input type="checkbox"/>重要事項説明書の内容に不備等はないか。 ※運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書（利用申込者又は家族の同意があったことが分かるもの） ・利用契約書
心身の状況等の把握	<p><input type="checkbox"/>サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況把握に努めているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス担当者会議の記録
サービスの提供の記録	<p><input type="checkbox"/>看護小規模多機能型居宅介護計画にある目標を達成するための具体的なサービスの内容が記載されているか。</p> <p><input type="checkbox"/>日々のサービスについて、具体的な内容や利用者の心身の状況等を記録しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>送迎が適切に行われているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供記録 ・業務日誌 ・モニタリングシート ・送迎記録
指定看護小規模多機能型居宅介護の取扱方針	<p><input type="checkbox"/>生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等（身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む）を行っていないか。</p> <p><input type="checkbox"/>やむを得ず身体的拘束をしている場合、家族等に確認しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（身体的拘束がある場合）利用者の記録、家族への確認書
看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居	<p><input type="checkbox"/>居宅サービス計画に基づいて看護小規模多機能型居宅介護計画が立てられているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画 ・看護小規模多機能型居宅介護計画（利用者又は家族の同意が

宅介護の報告書の作成	<p><input type="checkbox"/>利用者的心身の状況、希望及び環境を踏まえて看護小規模多機能型居宅介護計画が立てられているか。</p> <p><input type="checkbox"/>サービスの具体的な内容、時間、日程等が明らかになっているか。</p> <p><input type="checkbox"/>利用者の日々の様態、希望等を勘案し隨時適切に通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせたサービスを行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/>利用者又はその家族への説明・同意・交付は行われているか。</p> <p><input type="checkbox"/>目標の達成状況は記録されているか。</p> <p><input type="checkbox"/>達成状況に基づき、新たな看護小規模多機能型居宅介護計画が立てられているか。</p> <p><input type="checkbox"/>看護小規模多機能型居宅介護報告書は作成されているか。</p>	あつたことがわかるもの) <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントシート ・モニタリングシート ・サービス提供記録 ・看護小規模多機能型居宅介護報告書
介護等	<p><input type="checkbox"/>サービス提供は事業所の従業者によって行われているか。</p> <p><input type="checkbox"/>原則として、利用者が従業者と食事や清掃、洗濯、買い物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を共同で行うよう努めているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の形態（常勤・非常勤）がわかる文書 ・サービス提供記録 ・業務日誌
定員の遵守	<p><input type="checkbox"/>登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を上回っていない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務日誌 ・国保連への請求書控え

	いか。	
業務継続計画の策定等※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務	<p><input type="checkbox"/>感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じているか。</p> <p><input type="checkbox"/>従業者に対する計画の周知、研修及び訓練を実施しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>計画の見直しを行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画 ・研修及び訓練計画、実施記録
非常災害対策	<p><input type="checkbox"/>非常災害（火災、風水害、地震等）対応マニュアルがあるか。</p> <p><input type="checkbox"/>非常災害時の連絡網等は用意されているか。</p> <p><input type="checkbox"/>防火管理に関する責任者を定めているか。</p> <p><input type="checkbox"/>避難・救出等の訓練を実施しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>運営推進会議を活用し、地域住民との密接な連携体制の確保に努めているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対応マニュアル（対応計画） <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・避難・救出等訓練の記録 ・通報、連絡体制 ・消防用設備点検の記録

衛生管理等	<p><input type="checkbox"/>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を講じているか。</p> <p><input type="checkbox"/>感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を6か月に1回開催しているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務</p> <p><input type="checkbox"/>従業者の日々の感染罹患状況や健康状態を確認しているか。※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会名簿、委員会の記録 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の記録及び訓練の記録
秘密の保持	<p><input type="checkbox"/>個人情報の利用に当たり、利用者（利用者の情報）及び家族（利用者家族の情報）から同意を得ているか。</p> <p><input type="checkbox"/>退職者を含む、従業者が利用者の秘密を保持することを誓約しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報同意書 ・従業者の秘密保持誓約書
広告	<p><input type="checkbox"/>広告は虚偽又は誇大となっていないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、チラシ
苦情の処理	<p><input type="checkbox"/>苦情受付の窓口があるか。</p> <p><input type="checkbox"/>苦情の受付、内容等を記録、保管しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>苦情の内容を踏まえたサービスの資向上の取組を行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情対応マニュアル
地域との連携等	<p><input type="checkbox"/>運営推進会議をおおむね2月1回以上、開催しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>運営推進会議において、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況の報告を行い、評価を受けてい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営推進会議の記録

	<p>るか。</p> <p><input type="checkbox"/>運営推進会議で挙がった要望や助言が記録されているか。</p> <p><input type="checkbox"/>運営推進会議に会議録が公表されているか。</p>	
事故発生時の対応	<p><input type="checkbox"/>事故が発生した場合の対応方法は定まっているか。</p> <p><input type="checkbox"/>市町村、家族、居宅介護支援事業者等に報告しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>事故状況、対応経過が記録されているか。</p> <p><input type="checkbox"/>損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか。</p> <p><input type="checkbox"/>再発防止のための取組を行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故対応マニュアル ・市町村、家族、居宅介護支援事業者等への報告記録 ・再発防止策の検討の記録 ・ヒヤリハットの記録
虐待の防止※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日からは義務	<p><input type="checkbox"/>虐待の発生・再発防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者に周知しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>虐待の発生・再発防止の指針を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>従業者に対して虐待の発生・再発防止の研修及び訓練を実施しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の開催記録 ・虐待の発生・再発防止の指針 ・研修及び訓練計画、実施記録 ・担当者を設置したことが分かる文書

	<p>□上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか。</p>	
--	--------------------------------------	--